

令和8年度TikTok広報動画制作等業務 業務説明資料

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度TikTok広報動画制作等業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

浜松市内

(4) 契約上限金額

6,380千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 目的

若年層をメインターゲットとして、浜松市の魅力を伝える動画を制作する。動画の配信を通じて、視聴者の浜松への愛着を育む。

2 業務内容

(1) 動画の企画・制作

ア 動画の内容

本市の様々なコンテンツ（仕事、子育て、暮らし、文化、観光、食、イベント、スポーツ、浜松あるある等）を用いた、本市の魅力を発信する15秒～3分程度の縦型のショート動画
視聴離脱を防ぐため、冒頭3秒間を重視した構成とするなど工夫を凝らすこと。

イ 制作本数

年間24本以上

ウ 業務の範囲

動画内容の企画、撮影対象・場所の選定、ロケスケジュールの作成、出演者との交渉、ロケ地の撮影許可の取得、動画の撮影・編集、サムネイルの制作、概要欄（キャプション）の制作、楽曲の選定等、動画配信に係る全ての業務

なお、動画の投稿は委託者が行う。

エ 制作手順

- (ア) 動画内容のテーマ案を提案し、委託者の承認を受ける。なお、必要に応じて委託者が提案するテーマの動画を制作すること。
- (イ) (ア)の承認後、ロケ地及び出演者等との調整を行う。
- (ウ) テーマ案に基づく動画の構成を示し、委託者の校正を受ける。
- (エ) 動画の撮影を行う。
- (オ) 撮影した動画を編集し、完成した動画及びサムネイル等について、委託者の校正を受ける。
- (カ) 公開前日の正午までに、映像データ及びサムネイル画像データを納品する。

オ 年間計画書の提出

受託者は契約締結後、速やかに業務実施に係る年間計画書（成果目標、実施内容、スケジュール等）を委託者に提出し、承認を受けること。成果目標には視聴回数等の定量的指標を含めること。
また、計画書の内容は分析レポートの内容を踏まえて随時更新するものとする。

なお、7月末までに投稿を開始できる計画とすること。

カ インフルエンサー等の起用

インフルエンサー等を起用した動画を3本以上制作すること。なお、インフルエンサー等は原則としてTikTok フォロワー数10万人以上、選定時に直近10投稿の視聴回数の中央値が3万回以上であること。

キ 撮影

原則、受託者が単独で行う。

ク 校正

本業務説明資料2(1)エ(ウ)及び(オ)は、修正箇所がなくなるまで繰り返し行う。

ケ 動画形式等

原則、1080P HD/30fps以上で撮影するものとし、撮影が可能な機材を受託者で確保すること。

コ アカウムの運用支援

フォロワーを増やすための工夫や、動画ごとの適切な投稿のタイミング等について助言をすること。

サ その他

(ア) 委託者は本業務にて制作した動画をTikTok以外のSNS(YouTube、Instagram等)にも必要に応じて投稿するため、それが可能な動画とすること。

(イ) 動画ごとにコンセプトや想定するターゲット、数値目標を設定すること。

(ウ) 動画の制作に際しては、動画の拡散につながるような創意工夫を行うこととするが、本市の信用やブランド価値を損なうことのないよう十分留意すること。

(2) 広告の実施

ア 広告の配信

(1) で制作した動画の視聴回数を増やすため、TikTok上で広告の配信を実施すること。

また、企画提案において数値目標(クリック数、インプレッション数等)を設定し、効果的な広告方法、広告時期等を提案すること。

イ 広告物の制作

本市公式TikTokアカウントの周知を行うためのステッカーやチラシ等の印刷物を制作すること。

また、企画提案において、アカウントの周知に効果的と思われる印刷物の種類や枚数、配布方法を提案すること。

3 納品

(1) 映像データ

委託者の校正後、投稿予定日の前日正午までにMP4形式で納品すること。

(2) サムネイル画像データ

委託者の校正後、投稿予定日の前日正午までにJPEGもしくはPNG形式で納品すること。

(3) 分析レポート

動画ごとに分析レポートを作成し、投稿日から2週間後~1ヶ月の間に、WordもしくはExcel形式で納品すること。

なお、分析レポートには、視聴回数、エンゲージメント数・率、フォロワーの増減数等の分析に必要なデータとともに、課題や特記事項についても記載すること。

4 動画撮影等における留意事項

- (1) 動画撮影にあたっては、内容がロケーション及び本市の不利益につながらないように配慮すること。
- (2) 動画撮影前に、著作権等に関わるものは必要な著作権処理をした上で撮影すること。
- (3) 使用する写真、動画内の著作物に関して、受託者の責任において著作権処理を行うこと。
- (4) 撮影した写真、動画内に第三者の著作者人格権を有する内容が映っている場合は、当該第三者と必ず確認を行い、著作権処理が済んだもののみ掲載すること。
- (5) 本業務において制作したコンテンツ（受託者が編集した動画、撮影した動画や写真等）は、委託者の様々な広報媒体（YouTube、Instagram 等）において、無償で二次使用できるものとする。

ただし、やむを得ず二次使用に制限が生じる場合は、委託者と協議のうえ決定すること。

- (6) 撮影した写真、動画内に個人の特定が可能もしくは類推し得る人物や物等が映り込んでいる場合は、受託者が該当者に使用について説明し、必ず許可を得ること。

なお、該当者の特定が困難な場合は、必ず、プライバシーの侵害、肖像権の侵害とならないよう、個人のプライバシーに配慮した加工等の処置を行うこと。

5 その他の留意事項

- (1) 本業務における成果物の二次使用について、契約期間以後も永続的に行えるものとする。
- (2) 本業務に必要な資機材については受託者が用意するものとする。業務実施にあたり、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、委託料の範囲内で行うこと。
- (3) 本業務において、撮影や掲載許可、会場使用、食品衛生法に基づく申請等の許可申請手続が必要な場合、受託者が行うものとする。なお、必要な申請手続きの内容について委託者に報告すること。
- (4) 業務実施にあたり、関係法令等を遵守すること。

6 業務実施体制

- (1) 業務実施にあたり、委託者との協議や撮影・編集、関係者への連絡調整等を遅滞なく遂行できるよう体制を整えること。
- (2) 各段階において、以下の書類を提出すること。
 - ア 契約締結時
年間計画書、業務実施体制、業務従事責任者届出書
 - イ 業務期間中
本業務説明資料「3 納品」のとおり
 - ウ 業務完了時
契約書「第9条」に規定する業務完了報告書
※その際、今年度の実績及び次年度以降の改善提案についてまとめ提出すること。
- (3) 経費・事業内容等について、委託者から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- (4) 投稿した動画の削除・修正等について、委託者から要請があった際に速やかに対応できるよう、委託者と常時連絡の取れる体制を整えること。

(5) TikTok アカウントの炎上や乗っ取りの脅威が発生した場合は、状況に応じた適切な対応策を委託者に提案し、承認を得た上で直ちに対応すること。

7 支払いについて

業務委託料の支払いは、履行期間満了後に一括で支払い、部分払いはしないものとする。

8 その他

(1) やむを得ず、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先、再委託業務の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を委託者に提出し、あらかじめ委託者の承認を得ること。

(2) 本業務説明資料に定めのない事項については、委託者と協議をして決定するものとする。